○農林水産省告示第千八百六十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

表島根県の項中「島根東酪農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第千八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字宮ノ上三七二の二、四〇六の一、四〇六の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字向山一〇二二の二、字池島二二四一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町小那比字井原洞三六八八・三七二四・三七二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三六七〇、三六八七の一、三六八七の二、三六八九から三六九八まで、三七二二、三七二三、三七二五、三七二六、三七二八から三七三〇まで、三七三一の一、三七三一の二、三七三二の一、三七三二の二、三七三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字中山三九一四の六六から三九一四の七〇まで、字上大平三九六九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町樫原字月戸平六一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市駒場字大平一五八六の一、一五八八の一、一五九〇の一、一六一七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字大竹六六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市白鳥町大島字上谷一七一二の五一から一七一二の五四まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。